

第4期宮城県食育推進プラン策定の趣旨

- 1 食育基本法第17条第1項に基づき平成18年11月に「宮城県食育推進プラン」(H18～H22)を策定し、県民が食を通じて生涯にわたり健全で生き生きとした生活を送れるよう、様々な施策に取り組んだ。
- 2 第2期プラン(H23～H27)では「適正体重の維持」、「地域食材の活用」の行動目標を設定。第3期プラン(H28～R2)では行動目標を引継ぎつつ、子どもや若い世代を中心とした食育に重点を置いた。
- 3 国では、「第4次食育推進基本計画」(R3～R7)がスタートする。「SDGs(持続的な開発目標)」に対応し、国が策定した「SDGsアクションプラン2020」において食育の推進が優先課題の一つに位置付けられるなど、食育によるSDGsの目標達成への貢献が期待されている。
- 4 県民の健康・栄養の現状等については、年齢が高くなるほど食や健康への関心が高くなっている一方で、若い世代や働き盛り世代では、知識不足や無関心、不規則な生活習慣に起因した肥満、メタボリックシンドロームや生活習慣病が課題となっており、健康状態の二極化が懸念されている。
- 5 東日本大震災を契機に、命を支える食の重要性が再認識された。また、近年頻発化・激甚化している気象災害など非常時に命を守るための「食の備え」が必要とされている。さらに、新型コロナウイルス感染症対策として国が示す「新しい生活様式」においては、テイクアウトの推奨や対面の回避、食事中の会話を控えるなど、食事のとり方にも大きな変容が求められている。
- 6 このような状況を勘案するとともに、第3期プランの達成状況を踏まえ、宮城の特性を活かした食育をさらに展開していくための指針として「第4期宮城県食育推進プラン」(R3～R7)を策定する。

第3期プランの達成状況(成果)

- 1 第3期計画の目標達成状況
目標指標20項目のうち、達成した項目は5項目、改善傾向は1項目、ほぼ変化なしは11項目、悪化傾向は1項目、評価不能は2項目であった。
- 2 目標を達成した項目(成果)
 - (1)3歳児のむし歯のない人の割合(H26:74.4% → R1:82.0%)
 - (2)農産物直売所推定売上高(H26:88億円 → R1:112億円)
 - (3)宮城県産の食材を使用した郷土料理を年10回以上提供している学校給食施設の割合(H26:62.8% → R1:92%)
 - (4)みやぎ食の安全安心消費者モニターの活動(延べ参加)率(H26:81% → R1:87%)
 - (5)みやぎ食育コーディネーターによる食育推進活動への参加人数の増加(H26:21,548人 → R1:36,196人)

第4期プラン策定の概要

- 1 特に重点的に取り組むべき事項の明確化
 - ・児童の肥満やメタボリックシンドローム等の現況値が全国下位の状況であることから、前期に引き続き「適正体重の維持」を重点的に取り組む課題として位置付ける。
 - ・「食材王国みやぎ」の豊かな食は、宮城の特性をいかした食育に不可欠であることから、前期に引き続き宮城の食材の活用を推進する。
 - ・これらを行動目標に掲げ、県民一人一人が自らの食についてしっかりと考え、必要な知識や能力を学びとり、主体的に取り組んでいくこととする。
 - ・第3期で子どもや若い世代に対する取組を強化してきたが、若い世代の食生活に関する意識や実践は、他の世代に比べて改善が十分とは言えず、今後も継続していく。
- 2 コンセプト
◇「次世代へ伝えつなげる食育の推進～健やかに、宮城で生きる～」
食育を次世代へ継承していくため、望ましい食習慣の形成期にある子どもやこれから親となる若い世代を中心とした食育に重点的に取り組んでいく。